

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十七日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第二十八号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第一条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年広島県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第二十三のチ医療職給料表(三)昇格時号給対応表中

74
75
76
77
77
78
78
79
79
80
80
81
81

81
82
82
82
83
83
83
84
84
84
85
85
85
86
86
86
87
87
87
88

73
74
74
75
75
76
76
77
78
79
80
81

に改める。

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年広島県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。

附則第九条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

附則第十条第一項中「前条第七号」を「前条第六号」に、「同条第七号」を「同条第六号」に改め、同項第一号中「第六号」を「第五号」に、「基準日(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年広島県条例第五十二号。以下「平成二十一年改正条例」という。))及び市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(平成二十一年広島県条例第五十四号。以下「平成二十一年市町立学校職員改正条例」という。))の施行の日をいう。以下この項及び次条において同じ。)において平成二十一年改正条例第七条の規定による改正後の改正条例附則第九条第一項各号に掲げる職員以外の職員又は市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和二十八年広島県条例第四十九号。以下「市町立学校職員給与等条例」という。))第三条第一項各号に規定する給料表の適用を受ける職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ平成二十一年市町立学校職員改正条例附則第三項の規定による改正後の市町立学校職員改正条例附則第七条第一項の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員(以下この項及び次条第一項において

「減額改定対象職員」を「改正条例附則第九条第一項又は市町立学校職員改正条例附則第七条第一項に規定する平成二十一年度減額改定対象職員（以下この項及び次条第一項において「平成二十一年度減額改定対象職員」に、「基準日の」を「（基準日（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十一年広島県条例第五十二号）及び市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成二十一年広島県条例第五十四号）の施行の日をいう。以下この項及び次条において同じ。）の」に、「基準日において」を「平成二十一年度」に、「あつては、」を「あつては」に、「百分の九十九・八二」を「百分の九十九・六五」に、「（その」を「とし、これらの者以外の者（基準日において医療職給料表（一）又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年広島県条例第一号）第五条第二項に規定する給料表の適用を受ける者（以下「医療職給料表（一）等適用職員」という。）（基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。）及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であつて切替日の前日に当該異動があつたものとした場合に基準日において医療職給料表（一）等適用職員である者となることとなるものを除く。）にあつては当該給料月額に相当する額に百分の九十九・八三を乗じて得た額とし、それらの」に、「額」を「額とする。」に改め、同項第二号中「第六号」を「第五号」に、「基準日において」を「平成二十一年度」に、「者にあつては、」を「者にあつては」に、「百分の九十九・八二」を「百分の九十九・六五」に、「（その」を「とし、平成二十一年度減額改定対象職員以外の職員である者（基準日において医療職給料表（一）の適用を受ける職員である者を除く。）にあつては当該給料月額に相当する額に百分の九十九・八三を乗じて得た額とし、それらの」に、「額」を「額とする。」に改め、同項第三号中「第六号」を「第五号」に、「基準日において」を「平成二十一年度」に、「あつては、」を「あつては」に、「百分の九十九・八二」を「百分の九十九・六五」に、「（その」を「とし、平成二十一年度減額改定対象職員以外の職員である者（基準日において医療職給料表（一）等適用職員である者を除く。）にあつては当該給料月額に相当する額に百分の九十九・八三を乗じて得た額とし、それらの」に、「額」を「額とする。」に改め、同項第四号イ中「基準日において」を「平成二十一年度」に、「あつては、」を「あつては」に、「百分の九十九・八二」を「百分の九十九・六五」に、「額」に「額」を「額、平成二十一年度減額改定対象職員以外の職員である者（基準日において医療職給料表（一）等適用職員である者を除く。）にあつては当該給料月額に相当する額に百分の九十九・八三を乗じて得た額」に改め、同号ロ中「基準日において」を「平成二十一年度」に、「あつては、」を「あつては」に、「百分の九十九・八二」を「百分の九十九・六五」に、「（その」を「とし、平成二十一年度減額改定対象職員以外の職員である者（基準日において医療職給料表（一）等適用職員である者を除く。）にあつては当該給料月額に相当する額に百分の九十九・八三を乗じて得た額とし、それらの」に、「額」を「額」とする。」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とする。

附則第十一条第一項中「基準日において」を「平成二十一年度」に、「百分の九十九・八二」を「百分の九十九・六五」に、「その額」を「これらの者以外の者（基準日において医療職給料表(一)等適用職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において医療職給料表(一)等適用職員である者となることを除く。）にあつては当該給料月額に相当する額に百分の九十九・八三を乗じて得た額とし、それらの額」に、「第九条第七号」を「第九条第六号」に改める。

附則

(施行期日)

1 この人事委員会規則は、平成二十三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この人事委員会規則の施行の日から平成二十三年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。